

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目

法社会学

以下のすべての問いに答えなさい。解答の順序は任意とする。

問1 川島武宜の法意識論と、それに対するJ. ヘイリー、M. ラムザイヤー、棚瀬孝雄の批判について論じなさい。

問2 日本の家庭裁判所とは、どのような裁判所か。基本的な理念、取扱う事件の種類、手続きの種類、スタッフの体制、現在課題となっていることなどに言及しつつ、その特徴を論じなさい。

問3 「日本における社会的排除と法」というテーマについて、具体的な事案やトピックをひとつ取り上げ、法社会学的視点から論じなさい。

以上

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目

政治学

以下の問1と問2の両方に答えなさい。

問1 下記の4つの用語から2つを選び、それぞれ7行程度で説明しなさい。行数は、あくまで目安として考えればよい。

- ① 闘技民主主義
- ② 政治
- ③ ケアの倫理
- ④ ポピュリズム

問2 下記の2問のうち1問を選び、解答しなさい。解答の際には、選択した問題の番号を必ず記すこと。

- (1) 民主主義の正当化はどのような根拠に基づいてなされ得るかについて論じなさい。
- (2) 「国際」と「国内」という区別を見直すとすればどのようにしてかについて論じなさい。

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目	経済法
<p>大学生協において、文房具売場や食堂では組合員証の呈示が求められることは基本的にはないにもかかわらず、本やCDを買うときには、組合員証の呈示が求められるのはなぜか、「独占禁止法の見地から」論じなさい。</p>	

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目

刑事訴訟法

令和7年11月17日午前0時頃、パトカーで警ら中の警察官K₁とK₂は「名古屋市本山のトントン亭で客同士が喧嘩している模様。至急急行されたし」との無線連絡を受けて店に向かった。K₁とK₂が店に到着すると、店員と思しき女性の看病を受けている男性(=V₁)を発見した。K₁が声を掛けると、V₁は「10分ほど前に会計を済ませて外に出ようとしたところ、店内に入ろうとした男と肩がぶつかり、髪を掴まれて何度も顔を殴られた。殴ったのは男二人だ」と話した。K₁がさらに話を聞くと、V₁は殴った男の人着を比較的詳しく覚えているようであった。K₂は店員から話を聞いていたが、怒鳴り声がして外に出た際には、既にV₁が道端に倒れており、近くには誰もいなかったとのことであった。その後V₁は病院に搬送され、診断の結果、眼窩底骨折などで全治3か月を要する重傷であった(A事件)。

K₁とK₂は応援のK₃・K₄らに現場を任せてパトカーで巡回に出た。午前3時頃、K₂は犯人の一人の特徴に合致する男(=X)を路上で発見した。K₁が職務質問すると、Xは興奮気味に「俺は何も知らん」と繰り返した。しばらくして、Xは友人らしき人物に車で迎えに来て欲しい旨の電話をし始めたことから、K₂はその場でXを緊急逮捕した。

K₁は翌18日の午前中にXを送致し、担当検事Pは即日Xの勾留を請求した。K₁らは、同日から延長を含めて勾留満期まで捜査をしたが、Xが終始黙秘し、有力な目撃供述なども得られなかったことから、12月7日に嫌疑不十分でXを釈放した。

一方、12月8日、K₁はA事件について自首をしてきたYを通常逮捕し、翌8日に送致した。Yは同日から勾留され、勾留中の16日、Pの取調べでXと一緒に暴行したことを認めた。これを受け、K₁はPと協議の上、A事件の任意の取調べで否認を続けるXを再逮捕することとした。①Xは17日から逮捕・勾留され、25日、PはA事件について傷害罪でXとYの公判を請求した。XとYは起訴後も引き続き勾留された。

ところが、12月26日、報道を見た男性(=V₂)が千種署を訪れて被害を申告したのをきっかけに、令和7年4月20日深夜にYらから因縁をつけられ、V₂が全治1か月の鼻骨骨折などの傷害を負った事実(B事件)が判明した。捜査を進めると、V₁に対する傷害行為をYが常習として犯したとの嫌疑が濃厚となった。警部K₅がPに事件処理の方針を相談すると、PはYを逮捕・勾留して捜査を進める方針を決定した。②1月11日、Yは常習傷害の事実で逮捕された後、勾留された。

問 逮捕・勾留の理由・必要が認められることを前提に、下線部①・②の逮捕・勾留の適法性を論じなさい(XとYの最初の逮捕・勾留はいずれも適法とする)。

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目

西洋政治史

問題：下記の3問のうち、**2問**を選んで解答しなさい。解答した問題の番号を、冒頭に記すこと。

- (1) ヨーロッパの1カ国を取り上げ、戦後福祉国家に関する類型論に基づきながら福祉国家の特徴について述べるとともに、近年における変化について論じなさい。
- (2) 2000年代以降のヨーロッパに見られる右派ポピュリスト政党の台頭の要因と、それが国家の政治に与えている影響について、具体的な政党を1つ事例として取り上げて、論じなさい。
- (3) イギリスとフランスの執政 (executive) 制度が持つ違いについて、それらの歴史的経緯に触れつつ論じなさい。

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目	民法
<p>以下の問1と問2の両方に解答しなさい。</p>	
<p>問1</p>	
<p>Xは未成年者である。父は既に死亡しており、親権者として母Aがいる。BはXの父の弟であり、Xが父の死亡によって遺産相続をした際に遺産分割協議に基づく登記手続を代行したり、Aが有する不動産の管理をしたり、Xの教育資金を援助するなど、かねてからA・X親子の面倒を見てきた。</p>	
<p>あるとき、Bは、Yから1000万円の融資を受けた。この融資は、もっぱらBが自己の事業のために受けたものであり、Xの生活や教育などXのために使うことを目的とするものではなかった。</p>	
<p>Aは、普段AとXが世話になっていることから、BがYに対して負う上記融資による1000万円の返還債務を担保するために、Xの代理人として、X所有の土地甲に抵当権を設定する旨の契約をYとの間で独断で締結し、Yを抵当権者とする抵当権設定登記手続も行った。この抵当権設定契約締結の際、Yは、本件融資がもっぱらBの事業目的であることを知っていた。</p>	
<p>現在Xは成年に達しており、Xは甲の所有権に基づいて、Yに対して抵当権設定登記の抹消を求めて訴えを提起した。Xの請求が認められるか否かについて論じなさい。</p>	
<p>問2</p>	
<p>Xは、自らが居住する建物を建てる目的で、Yから土地甲を500万円で購入した。その際、Yは、Xの購入目的が自己の居住建物の建築である旨を、Xから聞いていた。当時、甲周辺の地価は値上がりし始めており、今後甲が900万円程度まで上昇するであろうことをYは予想することができた。</p>	
<p>その後、Yは別の買主に甲を売却して所有権移転登記手続を経たため、Xに対する売買契約上の義務を履行することができなくなった。甲周辺の地価は上昇を続けており、この時点での甲の地価は600万円であった。また、契約当時と同様、900万円程度までの値上がりがYにとって予想可能であった。さらに、この時点においてもXの使用目的は変わっておらず、Yも、Xの目的は自己の居住建物を建てることであると認識していた。</p>	
<p>その後も甲は値上がりを続け、一時は900万円になったが、現在は750万円で落ち着い</p>	

ている。

XはYに対して、債務不履行に基づく損害賠償を請求したいと考えている。Xが、現在の地価 750 万円を前提とした損害賠償を請求することができるか、また、最も高額となった時の 900 万円を前提とした損害賠償を請求することができるか、について論じなさい。

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目

西洋政治思想史

下記の2つの問いの双方に解答しなさい。

問1

以下の4つの人物や学派のうちから1つを選択した上で、その政治思想の特徴について説明しなさい。ただし、その際に各人の思想の有している異なった側面やそこから生じてくる複数の解釈史・影響史について必ず言及すること。

- ① ソフィスト
- ② イエス・キリスト
- ③ ヘーゲル
- ④ ハンナ・アーレント

問2

以下の4つの概念のうちから1つを選択し、政治思想史研究上においてそれと対置される概念を自ら設定した上で、両概念の政治思想史研究上の意義について考察しなさい。

- ① 徳
- ② 個人
- ③ 美
- ④ コンテクスト主義

2026年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻
入学試験問題

試験科目	刑法
<p>別紙（計6頁）に引用したのは、最高裁判所平成20年5月19日第一小法廷決定（裁判所ウェブサイト所掲）の写しである。本決定による、被告人に対する特別背任罪の共同正犯の成否についての職権判示を論評せよ。</p> <p>なお、本決定にいう特別背任は、商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）486条1項所定の罪を指しているが、現在の会社法960条1項所定の取締役等の特別背任罪との異同について論ずる必要はない。また、原判決の是認する第1審判決においては、法令適用は、「被告人の判示所為は刑法65条1項、60条、商法486条1項に該当するが、被告人には会社の取締役等の身分がないので刑法65条2項により同法247条の刑を科すること」とすると説示されているが、そこにいう刑法65条の適用についても論ずる必要はない。</p>	

【別 紙】

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。